

- 資本論を読む会 第2章 第2節 P136.13行 「商品生産の所有法則は資本主義的私有の有無により転化、

資本主義的取得法則 Gesetz der kapitalistischen Aneignung 資本主義的取得法則は、「他人の不払労働〔剰余労働〕またはその生産物を取得する権利」と規定され、「他人の、だが形式的には自由な労働の搾取にもとづく」ところの〈資本主義的私有〉の法則を意味する (K I-612, 802; 青木 4-909~910, 1158; 岩波 4-40, 348)。マルクスが『資本論』第1巻第7篇 第22章第1節でおこなっているように、この取得法則を「剰余価値の資本への転化」に関連させていいあらわすとすれば、それは「他人の不払労働」による「他人の不払労働の取得」もしくは搾取の法則ということになる (K I-607; 青木 4-903; 岩波 4-32)。

この意味の〈資本主義的取得法則〉は、資本家によって購入された労働力による剰余価値の生産、いいかえると資本家による他人の剰余労働の商品経済的な支配 (= 不払労働) の法則が理解されるならば、この過程を基盤とするところの、剰余価値の資本への追加によるあらたな剰余価値の取得の法則として容易に把握しうる。そこでマルクスは、剰余価値の資本への転化 = 資本の蓄積、いいかえると他人の不払労働による他人の不払労働の取得を脱くにあたり、ふたたび労働力の売買を根拠とする他人の不払労働の取得の法則にかえって、それを「商品生産の私有法則の資本主義的取得法則への転換」として解明している。

〈商品生産の所有法則〉は、商品所有者が等価を譲渡して他人の労働またはその生産物を取得し所有するための根本前提としての、自己労働にもとづく等価の所有を意味するものであった。ところで、労働力が商品化され、資本家の生産過程で資本の生きた要素として充用されると、その固有の機能の一部分をなす剰余労働は、剰余価値として資本家の取得するところとなるが、これが資本家と賃労働者との交換関係の内容をなすものとされるのである。このばあい、労働力がその価値にしたがって売られるとすれば、労働者はその所有する等価、つまり労働力商品を譲渡して、他人の労働ないしはその生産物を賃銀のかたちでうけとる。資本家の側からみても同じ取引は、等価物同志の交換のかたちをとってい

しかし内容的にみれば、この資本と賃労働とのあいだの交換は、資本家による他人の剰余労働の等価なしの取得、いいかえると他人の不払労働の取得としてあらわれてくる。それとともにこの結果は、等価物同志の交換のかたちをとりながら、その内実は他人の不払労働の取得として、自己労働にもとづく所有法則を前提するところの等価としての他人の労働の取得の否定としてあらわれてくる。つまり、「所有はいまや資本家の側では他人の不払労働またはその生産物を取得する権利として、労働者の側では自己自身の生産物を取得することの不可能性としてあらわれる」 (K I-612; 青木 4-909~910; 岩波 4-40)。そしてマルクスはこの過程を「商品生産および商品流通にもとづく取得法則または私的所有法則は、それ独自の、内的な、不可避免な弁証法によって、その反対物に転換する」 (K I-612; 青木 4-909; 岩波 4-39) と規定するのである。

【原典】 K I 第2篇第4章第3節；K I 第7篇第22章第1節

→商品生産の所有法則；資本主義的私有；
剰余価値；剰余労働 (中野 正)